

公職選挙法の一部改正により
選挙公営制度が拡大されました

問 選挙管理委員会 ☎0968・86・5720

町村議会議員や町村長の選挙における立候補に係る環境改善のため、公職選挙法の一部が改正されました。町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されるとともに供託金制度が導入され、町村で条例を定めることにより、町村議会議員選挙及び町村長選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用、ビラとポスターの作成費について選挙公営（公費負担）ができることとされました。

地方選挙の選挙公営と供託金

選挙区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ	
県知事	○	○	○	300万円
県議会議員	○	○	○	60万円
市長	○	○	○	100万円 ※政令指定都市 240万円
市議会議員	○	○	○	30万円 ※政令指定都市 50万円
町村長	× → ○	× → ○	× → ○	50万円
町村議会議員	× → ○	× → ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 (1600枚) 公営対象	無し ↓ 供託金導入 15万円

条例に定める公費負担

和水町議会議員及び和水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が、令和3年9月議会で可決され施行されました。今後執行される町議会議員選挙、町長選挙から適用されます。候補者は立候補届出時に町選挙管理委員会に所定の届出をすることにより、選挙運動に要した次の費用について、条例に定める限度額の範囲内で町の公費負担を受けることができますようになります。

選挙運動用自動車の使用

- 候補者は、「一般運送契約」と「その他の契約（個別契約）」のいずれかを選択することとなります。
- 表の法定単価、選挙期間日数は上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担になります。
- 生計同一親族からの自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用の場合は公費負担の対象になりません（例外あり）。

契約の種別	公費負担の限度額
一般運送契約 (ハイヤー方式)	1日1台64,500円(法定単価) ×5日(選挙期間) = 322,500円
その他の契約 (個別契約方式)	①自動車借入契約 1日1台につき15,800円(法定単価) ×5日(選挙期間) = 79,000円
	②燃料供給契約：7,560円 1日7,560円(法定単価) ×5日(選挙期間) = 37,800円
	③運転手雇用契約：12,500円 1日1人12,500円(法定単価) ×5日(選挙期間) = 62,500円

選挙運動用ビラの作成

- 表の法定単価、法定枚数は上限のため、それに満たない契約の場合は、その契約額が公費負担額となります。

選挙の区分	公費負担の限度額
町長選挙	1枚7.51円(法定単価) ×5,000枚(法定枚数) = 37,550円
町議会議員選挙	1枚7.51円(法定単価) ×1,600枚(法定枚数) = 12,016円

選挙運動用ポスターの作成

- 表の作成単価、ポスター掲示場数は上限のため、それに満たない契約の場合は、その契約額が公費負担額となります。

選挙の区分	公費負担の限度額
町長選挙	1枚1,914円(作成単価) ×72(ポスター掲示場数) = 137,808円
町議会議員選挙	

※候補者の得票数が一定数（「供託物没収点」という。）に達しない場合、供託金は没収となり、公費負担の対象外となります。
【町長選挙】 供託物没収点＝有効投票の総数÷10
【町議会議員選挙】 供託物没収点＝（有効投票の総数÷議員定数12）÷10

菰田橋架け替え工事が始まります

問 菊池川河川事務所 ☎0968・44・2171
建設課 建設係 ☎0968・86・5726

昭和34年に架けられた菰田橋は、橋の幅が狭く車両のすれ違いがしづらいなどの支障がありましたが、いよいよ橋の架け替え工事が始まります。

橋の概要について

新しい橋の位置は、現在の菰田橋の下流約200m付近に架け替えられます。橋の長さは187m、道路幅7m、上流側に3mの片側歩道が設置されます。

今後のスケジュール

令和3年10月から菊池川左岸側下部工工事着手に始まり、右岸側下部工工事、橋梁上部工工事などを経て、令和7年度の完成を目指して工事が進められます。

橋の完成後、旧菰田橋は解体されます。

早期完成に向けて

工事は国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所により施工されます。新しい橋が完成するまで現在の橋を利用しますが、各工事の工程で一時的に通行を制限する場合があります。

通行になるべくご不便の無いように進めますが、皆様のご協力をお願いします。



狂犬病予防集合注射を実施します

問 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

秋の狂犬病予防集合注射を以下の日程で実施しますので、ぜひご来場ください。（犬の登録も集合注射会場にて受け付けます。）

なお、狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。動物病院で注射を受けた場合は、必ず注射済証をご持参のうえ、役場で注射済票の交付を受けてください（注射済票交付手数料500円）。

飼い犬には鑑札・注射済票を着けましょう

「鑑札」と「注射済票」を犬に着けておくことは、狂犬病予防法により義務付けられています。迷い犬を役場で保護した場合は、鑑札や注射済票により、飼い主を特定しますので、鑑札や注射済票は、常に犬に着けておいてください。

集合注射費用3,300円（注射受診料2,800円+注射済票交付手数料500円）

注射日	受付時間	実施場所
10月22日(金)	午前10時～11時30分	役場本庁裏車庫前（菊水）
	午後2時～3時30分	役場三加和総合支所裏車庫前（三加和）

- ◆会場には必ず犬を制御できる人が犬をお連れください。
- ◆来場される場合は、必ずマスクの着用をお願いします。